

災害コスト調査表 ※それぞれの項目についての費用を記入し、合計して災害コストを算出する

負傷 日時	月 時	日 分	曜日 天候	所 属 別	職 名 番 号	氏 名	大正昭和		年 月 日 生	年 齢	歳	昭和平成	年 月 日 入 社	勤 続 年 月
							大正	昭和						
傷 害 の 種 類	負傷の部位	傷 害 の 程 度			負 傷 の 結 果 及 び 傷 害 等 級 (級)	休 業 見 込 日	本 平 均 賃 金 円	(工 場) 平 均 賃 金 円	家 族 関 係	原 因 分 類				
		死 亡	永 久 不 能 労 働	永 久 一 部 不 能 労 働						一 時 全 部 不 能 労 働				
災 害 発 生 の 現 況 と 原 因										原 因 分 類				
直 接 費										間 接 費				
法 定 補 償 費	療 養 補 償 費	診 療 料	金 額	人 的 損 失 費	本 人	当 日 の 時 間 損 失	人 数	延 時 間	金 額	物 的 損 失 費	建 物 、 設 備	金 額		
		薬 剤 、 治 療 材 料			休 業 中 の "	1			機 械 、 器 具 、 付 属 品					
		処 置 、 手 術 等			そ の 他 の "				材 料 、 加 工 品 、 製 品					
		入 院 料			救 助 、 連 絡 、 介 添 調 査 、 対 策 、 記 録 整 理 、 復 旧 作 業 手 当 見 舞 、 付 添 葬 儀 、 会 葬 所 の 他				保 護 具 類					
		看 護 料			計				動 力 、 燃 料					
		移 送 料							消 耗 品					
	小 計						そ の 他							
	休 業 補 償 費	(保 険 給 付)					計				項 目	内 訳	金 額	
	障 害 補 償 費	"									生 産 減 少 による 損 失	(他 項 の 損 費) を 除 く		
	遺 族 補 償 費	"									生 産 回 復 ため の 経 費	(他 項 の 損 費) を 除 く		
葬 祭 料	"									計				
計										項 目	内 訳	金 額		
社 会 補 償 費			金 額	生 産 損 失			そ の 他 の 損 失			計				
休 業 手 当 (保 険 給 付 外)				賠 償 費			旅 費 、 通 信 費			社 葬 費 其 他				
療 養 費 、 見 舞 金 (")				計			計			計				
障 害 手 当 、 退 職 金 加 算 額				計			計			計				
そ の 他				計			計			計				
計				計			計			計				
直 接 費 合 計										間 接 費 合 計				
円										円				
直 接 費 + 間 接 費 =										円				
円										直 接 費 : 間 接 費 =				

災害コストの算出法

直接費と間接費を合計する

「安全は儲かる」とか、「安全はペイする」と表現されることがある。

事業場で安全衛生管理に取り組むのは、「人命尊重」や「安全第一」といったことが、本来的な理由である。これが第一義である。だが、そうした理念とは別に、安全対策を怠ったがために発生した災害による損失、つまり災害コストがいかに高いものであるかを論ずることは、安全管理を進める必要性を認識する上で、現実的にかつ効果的な説得力となるのも事実である。

労働災害による損失は、死亡者や重傷者の数や労働損失日数などによって表すこともできる。しかし、労働損失日数だけでは、経営者や一般の人の十分な理解を得られないことが多い。

そこで、労働災害による損失を金額で表し、その損害がいかに大きいかを示すことによって「安全は儲かる」、「安全はペイする」という考え方を徹底するためにも、災害コストの算出が必要となる。

災害コストについては、ハイソリツヒ方式やシモンズ方式などの算出法がある。

これらの方式は、理論としては貴重なものであるが、実際の現場で活用するには、あまり現実的といえない。

そこで、ここでは、現場ですぐに役に立つ災害コスト調査表(次頁参照)による算出法を示す。

災害コストは、基本的に直接費と間接費に区分され、その合計が災害コストなのである。直接費とは、被災者に直接、政府及び会社が支払ったすべての補償費をいう。すなわち、労働基準法及び労災保険法による法定給付または会社が支出する補償費をいう。会社の補償費は、一般に法定外補償といわれる。

災害コストの要素

① 法定補償コスト(保険支払分) 療養補償費、休業補償費、障害補償費、遺族補償費、葬祭料の合計	② 法定補償コスト(事業者負担分) 休業4日未満の休業補償費	③ 法定補償以外の現金支出 各種見舞金、社則・協約による補償費、退職金割増額、供物代・花環代等、社葬費用(葬祭費補助の経費)	④ 災害による人的損害 被害者↓当日の労働時間損失 休業期間中の労働時間損失、通院その他の労働時間損失の平均賃金 被害者以外↓救助・連絡・介添等の不働時間、作業の手待ち不働時間、災害調査・対策・記録等の不働時間、災害復旧・整理の不働時間	⑤ 災害による物的損害 見舞・介添の不働時間、混乱・見物・やじ馬等による不働時間の平均賃金 機械・設備等の損失、機械・器具・工具類の損失、原料・材料・仕掛品・製品等の損失 その他	⑥ 生産損失 生産減回復に要した経費、生産減による利益の減少額	⑦ 特殊損失 代替者の能力不足による賃金損失、災害処理に要した旅費・通信費等、涉外対応費、訴訟等の経費、契約不履行による延滞金その他、新規採用に要する経費・教育訓練費、第三者に対する補償・見舞・謝礼等の経費、生産体制復興のための金融対策・金利負担、その他経営者の負担経費
--	-----------------------------------	---	---	--	------------------------------------	--

間接費とは、業務上の事由による労働者の負傷、疾病、廃疾または死亡などにより、会社が間接的に被った損失の総称で、人的損費その他の損失に区分される。